令和8年度

年末年始の交通事故防止運動

運動期間:令和8年12月10日(木)～令和9年1月10日(日)

① 夕暮れ時、夜間における交通事故防止



早めのライト点灯や
反射材の着用で、
自分の存在を知らせましょう。

② 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



ヘルメットの着用、
交通ルールの遵守で、
自分も周りの人も
守りましょう。

③ 飲酒運転の根絶



「飲んだら乗らない」
「乗るなら飲まない」を徹底し、
みんなで飲酒運転をなくしましょう。

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会
(事務局：鹿児島県男女共同参画局くらし共生協働課内)

令和8年度

年末年始の交通事故防止運動

運動期間:令和8年12月10日(木)～令和9年1月10日(日)

① 夕暮れ時、夜間における交通事故防止

年末年始は、夕暮れ時や夜間に交通事故が増加する傾向にあります。

車を運転する時は、早めのライト点灯に加え、対向車や先行車がいない場合には、原則『上向きライト』で走りましょう。

また、夕暮れ時や夜間に外出する時は、明るい色の服装に夜光反射材を着用し、道路を横断する時は、左右の安全確認を行い交通事故防止に努めましょう。



② 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車や電動キックボードなども車両です。

信号に従い、一時停止場所では確実に止まるなど、車等を運転する時と同じように、自転車等利用時においても確実に交通ルールを守りましょう。

また、万が一の交通事故に備え、自転車等利用時はヘルメットを着用し、損害賠償責任保険等に加入しましょう。



③ 飲酒運転の根絶



忘年会や新年会など、飲酒の機会が増える年末年始は、毎年、飲酒運転が原因となる交通事故が発生しています。

飲酒運転は、大きな事故につながる危険な犯罪行為で、二日酔い運転も絶対に許されません。

一人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

(事務局：鹿児島県男女共同参画局くらし共生協働課内)